二〇七　旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件　三一　239　一一
二〇八　有形文化財を重要文化財に指定する件　三一　239　一二
二〇九　重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件　三一　239　一八
二一〇　重要文化財を統合して指定する件　三一　239　二一
二一一　国宝の名称を改める件　三一　239　二一
二一二　重要文化財の名称を改める件　三一　239　二二
二一三　重要文化財の員数を改める件　三一　239　二二
**○文　化　庁**
七四　国宝・重要文化財（建造物）の管理団体を解除する件　九　三
七五　著作者の実名登録の件　一九　231　六二
七六　旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件　三一　239　二二
**○厚生労働省**
三四八　社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件　一　三
三四九　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令第三条第二項の変更をした旨を公示する件　三　六
三五〇　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件　三　六
三五一　健康保険組合の設立を認可した件　一二　三
三五二　健康保険組合の解散を認可した件　一二　四
三五三　健康保険組合の合併を認可した件　一二　四
三五四　健康保険組合の名称を変更した件　一二　四
三五五　健康保険組合の従たる事務所を廃止した件　一二　五
三五六　健康保険組合の事務所の所在地を変更した件　一二　五
三五七　介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件　一二　六
三五八　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　一五　三
三五九　岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件　一七　228　二三
三六〇　労働保険事務組合に対する報奨金の交付要件の算定の基準となる日の延長期日を定める件　一七　228　二三
三六一　岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する納付の期限を指定する件　一七　228　二三
三六二　北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件　一七　228　二三
三六三　北海道の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例　一七　228　二三
三六四　平成三十年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件　一七　228　二四
三六五　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第四条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める五類感染症及び事項の一部を改正する件　一八　三
三六六　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　一八　230　二〇
三六七　食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件　一八　230　三四
三六八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　一九　四
三六九　岡山県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件　二六　三
三七〇　岡山県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する納付の期限を指定する件　二六　四
三七一　消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する件　二九　237　一五
三七二　消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する件　二九　237　二三
三七三　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件　三〇　三
三七四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件　三〇　三
三七五　労働時間等設定改善指針の一部を改正する件　三〇　238　一
**○厚生労働省、国土交通省、環境省**
一　建築物石綿含有建材調査者講習登録規程　二三　233　六
**○農林水産省**
二一五四　農業保険法施行規則第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件　一　四
二一五五　農業保険法施行規則第百十七条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める一点の価額を定める件　一　四
二一五六　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職